

仕 様 書

1 業務名

災害時緊急ボックス設置業務委託（その2）

2 業務概要

危機管理室が用意する「災害時緊急ボックス」を市立小・中学校、義務教育学校（廃校を含む）126校の体育館付近の壁や柱に設置を行うもの。

3 履行場所

別紙1のとおり。

4 履行期限

令和8年1月30日まで

5 作業内容

（1）災害時緊急ボックスの引渡し

災害時緊急ボックスは別途発注しており、以下の場所で保管されている状態であるため、受託者は、保管場所へ行き、危機管理室から災害時緊急ボックスの引渡しを受けること。

【保管場所】

岡山市北区野田四丁目18番2号 北長瀬未来ふれあい総合公園集中備蓄倉庫

（2）設置位置の確認・事前調査

- ① 各履行場所における設置位置は危機管理室が指定する。（主に体育館の入口付近の壁や柱を想定）
- ② 指定された設置位置の壁や柱がタイルやALC（軽量気泡コンクリート）、アスロック（押出成形セメント板）で、そのもの自体が割れて、しっかりと固定できない等、設置に支障がないかを確認すること。
- ③ 作業を行う前には、施設職員の確認を得ること。
- ④ 一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者が石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に定める調査を行うこと。
- ⑤ 調査結果は石綿事前調査結果報告システムで報告を行うとともに、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、危機管理室へ書面での説明を行うこと。
- ⑥ 設置位置に疑義が生じた場合は、危機管理室、施設職員とで協議を行うこと。
- ⑦ 履行場所は学校であることから、児童や生徒等に危険が生じないような安全措置を講じること。

（3）災害時緊急ボックスの取付作業

- ① 取付作業を行う学校の校門前に、（2）④で調査した結果を掲示すること。
- ② 石綿作業主任者を選任すること。

- ③ (2) ④の調査で、「石綿あり」、「石綿あり (みなし)」と判定した場合には、環境省が示す「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に準じて、石綿の飛散及びばく露防止対策の措置を講じること。
- ④ 設置位置の壁面を削孔し、災害時緊急ボックスが、がたつくことのないようアンカーボルト (全長 80mm 程度、ねじ径 M10 程度) で 4 点以上固定すること。また、固定部分には防水処理を施すこと。
- ⑤ 設置後、別紙 1 の検査立会人職氏名欄に各学校長の記名押印 (校長が不在の場合には代理の者でも可とする) を受けること。
- ⑥ 設置に際して、壁面等が破損した場合は、受託者の責任にて現状復旧すること。
- ⑦ 設置に係る部品、防水処理に必要な資材等は受託者が別途準備すること。
- ⑧ (2) ④の調査で、「石綿あり」、「石綿あり (みなし)」と判定した場合には、削孔の際に生じた粉塵等は、危機管理室が産業廃棄物として廃棄を行う予定。粉塵等は二重の袋で密閉し、「石綿含有廃棄物」と明示したうえで、危機管理室へ渡すこと。

(4) 設置報告

全学校に設置完了後、次の書類を危機管理室へ提出すること。

- ・別紙 1 (各学校長の記名押印がなされたもの)
- ・設置位置写真 (施工前、施工後)
- ・(2) ④の調査で、「石綿あり」、「石綿あり (みなし)」と判定した場合には、石綿の飛散及びばく露防止対策の措置状況写真

6 その他

- (1) 本仕様書に定める事項又は履行期間中に疑義を生じた場合には、書面を作成し、危機管理室と協議すること
- (2) 受託者は、あらかじめ本件作業の責任者を危機管理室に届けること。
- (3) 作業に直接関係のない場所に、みだりに立ち入らないこと。
- (4) 設置作業を行う前日までに、学校の施設管理者へ事前連絡を行うこと。
- (5) 履行場所敷地内 (駐車中の車内を含む) での喫煙は禁止とする。
- (6) 受託者は、作業遂行上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (7) 災害時緊急ボックスの規格については以下のとおり

項 目	内 容
数量	1 2 6 台 *各学校につき 1 台設置
品名・型番	日東興業 O A 型屋外用小型ボックス O A S 1 2 - 2 3 C
寸法	幅 200mm×奥行 120mm×高さ 300mm 程度 厚み 1.2mm程度
材質	鉄製
重量	5 kg 程度